

業務に係る最低制限価格の設定基準について

原則として予定価格が130万円を超える工事等に係る業務の委託契約に係る競争入札を行う場合には、最低制限価格制度を適用する。

□ 最低制限価格の設定

<p>【測量】 予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額(ア)から(ウ)の合計額とする。</p>
<p>(ア) 直接測量費の額 (イ) 測量調査費の額 (ウ) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p>
<p>【設計(土木)】…用地調査等も含む 予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で、次に掲げる額(ア)から(ウ)の合計額とする。</p>
<p>(ア) 直接原価の額 (イ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (ウ) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</p>
<p>【地質調査】 予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額(ア)から(エ)の合計額とする。</p>
<p>(ア) 直接調査費の額 (イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (エ) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p>
<p>【設計(建築)】 予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で、次に掲げる額(ア)から(エ)の合計額とする。</p>
<p>(ア) 直接人件費の額 (イ) 特別経費の額 (ウ) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 (エ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>
<p>【測量・地質調査以外の業務】 予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内とする。</p>